

条 例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十一号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十八年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第十五条を第十六条とし、第七条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（虐待等の禁止）

第七条 幼保連携型認定こども園の虐待等の禁止に係る基準は、省令第三条の二に規定する基準の例による」ととする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。